

# 東京都公報

発行  
東京都

## 目次

### 告示

- 公共測量の実施(五件)……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………(都市整備局都市基盤部調整課)……………二
- (都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第二課)……………三
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除(三件)……………(環境局多摩環境事務所環境改善課)……………三
- 採石業務管理者試験の実施……………(産業労働局商工部地域産業振興課)……………五
- 肥料検査成績の公表……………(産業労働局農林水産部家畜保健衛生所)……………六
- 平成三十年七月四日付東京都規則第三百三三号……………八

### 告示

●東京都告示第千二百二号  
 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、東京都北多摩南部建設事務所長から次のように測量を実施する旨

通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 東京都
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 西東京市新町二丁目、新町三丁目、新町四丁目、新町五丁目、新町六丁目、向台町三丁目、向台町四丁目、向台町五丁目、向台町六丁目及び小平市花小金井南町三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年六月二十五日から平成三十一年一月四日まで

#### ●東京都告示第千三百三三号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区王子六丁目地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月十六日から平成三十一年三月十五日まで

#### ●東京都告示第千四百四号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、北区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条

第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 北区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 北区岸町一丁目、岸町二丁目、王子本町二丁目及び中十条一丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月十六日から平成三十一年三月十五日まで

#### ●東京都告示第千四百五号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、大田区長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

- 一 測量施行者 大田区
- 二 測量の種類 公共測量(基準点測量)
- 三 測量の区域 大田区大森南二丁目、大森南五丁目及び大森中三丁目各地内
- 四 測量の期間 平成三十年七月十七日から平成三十一年二月十五日まで

#### ●東京都告示第千四百六号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、稲城市長から次のように測量を実施する旨通知があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 測量施行者 稲城市
- 二 測量の種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 測量の区域 稲城市地内
- 四 測量の期間 平成三十年十二月十五日から平成三十一年三月三十一日まで

●東京都告示第千七百七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成三十年八月十五日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

指定に係る道路の種類	指定年月日	指定に係る道路の位置	指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第一項第五号の規定による道路	平成三十年七月十九日	小金井市前原町四丁目七百六十一番六及び同番二十八の各一部	延長 二三・八一 幅員 四・〇〇

●東京都告示第千八百八号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千八百十

四号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

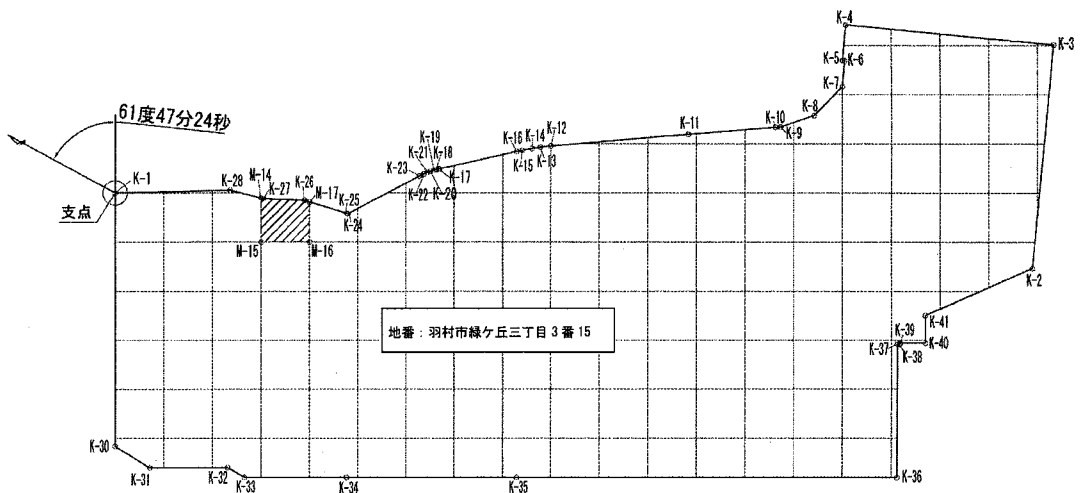
平成三十年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり(羽村市緑ヶ丘三丁目地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 ふっ素及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別 図

点名	X座標	Y座標
K-1 (支点)	-25546.435	-46117.345
M-14	-25572.506	-46102.430
M-15	-25577.229	-46110.077
M-16	-25585.737	-46104.821
M-17	-25581.457	-46097.892
K-26	-25580.411	-46098.172
K-27	-25573.001	-46102.268
K-2	-25715.266	-46031.003
K-3	-25695.064	-45990.111
K-4	-25656.721	-46009.053
K-5	-25659.988	-46015.550
K-6	-25660.337	-46015.375
K-7	-25662.709	-46020.094
K-8	-25660.876	-46028.145
K-9	-25656.218	-46033.716
K-10	-25655.353	-46034.356
K-11	-25640.843	-46045.040
K-12	-25617.963	-46061.934
K-13	-25616.253	-46063.263
K-14	-25614.941	-46064.378
K-15	-25613.387	-46065.820
K-16	-25612.563	-46066.628
K-17	-25600.798	-46078.009
K-18	-25600.400	-46078.408
K-19	-25600.107	-46078.719
K-20	-25599.499	-46079.420
K-21	-25599.110	-46079.914
K-22	-25598.620	-46080.593
K-23	-25598.098	-46081.407
K-24	-25589.482	-46095.738
K-25	-25589.221	-46095.809
K-28	-25666.257	-46104.483
K-30	-25573.547	-46161.200
K-31	-25581.899	-46161.201
K-32	-25595.544	-46152.759
K-33	-25599.563	-46152.626
K-34	-25617.481	-46141.558
K-35	-25647.428	-46123.059
K-36	-25714.041	-46081.910
K-37	-25599.822	-46058.827
K-38	-25700.289	-46058.538
K-39	-25700.183	-46058.365
K-40	-25704.601	-46055.598
K-41	-25701.602	-46050.813



**【支点】**  
 支点は、調査対象地の最北端 (X: -25546.435, Y: -46117.345) とする。  
 ※表中の座標は、測量法 (昭和24年法律第188号) の規定により、世界測地系座標計算によって作成した。  
**【格子の回転角度 (61度47分24秒)】**  
 格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

**【凡例】**  
 - - - - - 単位区画  
 ———— 調査対象地  
 (斜線) 指定を解除する区域

●東京都告示第千百九号

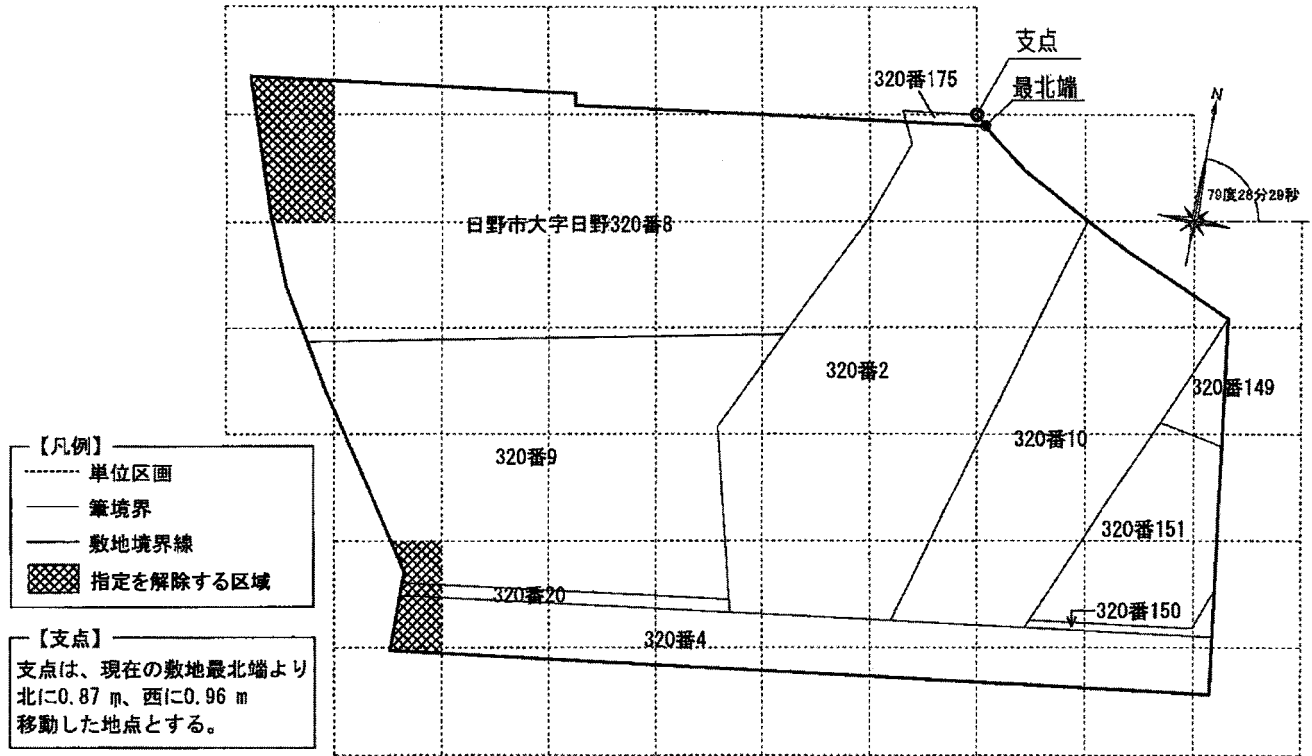
土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第千四百四十号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 指定を解除する区域 別図のとおり (日野市大字日野地内)
- 二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物
- 三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



**【格子の回転角度(79度28分29秒)】**

格子の回転角度は、支点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、支点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第千百十号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一條第二項の規定により、平成二十九年東京都告示第九百十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第三項において準用する同法第六條第二項の規定により、次のとおり告示する。

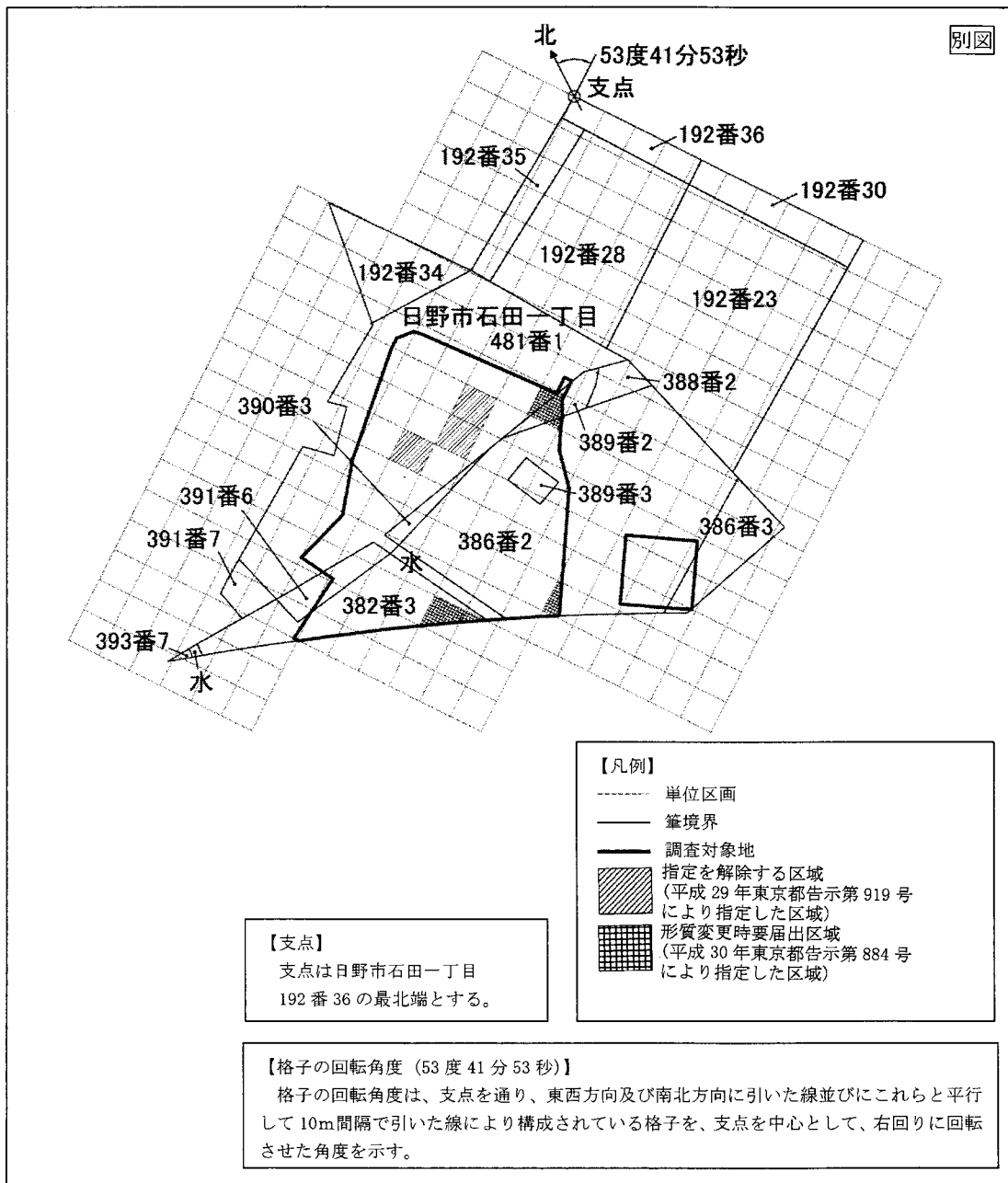
平成三十年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(日野市石田一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一條第二項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去



# 公 告

採石業務管理者試験の実施について

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三第一項の規定により、採石業務管理者試験を次のとおり実施する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小 池 百合子

## 一 試験日時

平成三十年十月十二日(金曜日) 午前十時から正午まで

## 二 試験会場

青梅市河辺町六丁目四番一号

東京都青梅合同庁舎三階 第一会議室、第二会議室及び第三会議室

## 三 受験資格

特になし

## 四 試験方法及び試験科目

### (一) 試験方法

筆記試験により行う。

### (二) 試験科目

ア 岩石の採取に関する法令事項(環境保全関係法令事項を含む。)

イ 岩石の採取に関する技術的な事項(岩石の採掘、発破、破碎選別、汚濁水の処理、脱水ケーキ(脱水処理に伴って生ずる湿状の岩石粉)の処理、廃土及び廃石の堆積並びに採掘終了時の措置に関する技術的な事項)

五 受験手続

(一) 受験案内書の配布

ア 配布期間

平成三十年九月十日(月曜日)から同年十月五日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

イ 配布場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課及び各支庁

(二) 受験願書の受付期間及び受付時間

ア 受付期間

平成三十年九月二十七日(木曜日)から同年十月五日(金曜日)まで。ただし、東京都の休日に関する条例に定める休日を除く。

イ 受付時間

午前九時から午後五時まで。ただし、正午から午後一時までの時間を除く。

(三) 受験願書の受付場所

東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)及び各支庁

(四) 提出書類

ア 受験願書(東京都で指定した様式)

イ 受験票(東京都で指定した様式)

ウ 写真(縦八センチメートル、横六センチメートルとし、六箇月以内に撮影した正面、上半身の無帽無背景のもの)

ア及びイの用紙は、受験案内書の配布場所で配布す

る。

(五) 受験手数料

八千円

六 問合せ先

東京都産業労働局商工部地域産業振興課  
電話〇三(五三二〇)四六七〇

肥料検査成績の公表について

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百二十七号)第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

平成三十年八月十五日

東京都知事 小池 百合子

## 特殊肥料

平成29年10月分から平成30年3月分まで

特殊肥料の 指定名	生産（輸入又は 販売）届出業者	届出名 （商品名）	検 査 の 結 果								備考
			T N %	T P %	T K %	T C u mg/kg	T Z n mg/kg	T C a %	C/N	水分 %	
動物の排 せつ物	榎本勝昭	榎本牧場牛糞肥料	1.7	1.0	2.3	17	111	2.1	25	84.8	
堆肥	白井順央	牛糞堆肥	2.0	1.3	2.9	22	131	3.1	20	70.2	
堆肥	西村隆男	牛ふん堆肥	2.6	2.7	2.0	33	152	2.4	14	74.8	
堆肥	清水陸央	ウエストランドコン ポスティング	1.4	0.8	2.7	17	77	1.3	26	59.2	
堆肥	野島正見	牛堆肥	2.5	1.1	2.8	20	115	3.0	14	81.5	
動物の排 せつ物	増田光紀	乳牛フン	1.4	0.5	1.6	15	112	1.8	30	67.5	
動物の排 せつ物	増田亨	乳牛ふん	1.8	1.6	1.2	23	178	1.6	24	81.2	
動物の排 せつ物	山下浩	生牛糞	1.3	0.9	1.5	17	79	1.8	36	84.2	
堆肥	増田武	マスタダ堆肥	2.5	2.0	0.8	62	300	3.7	14	83.6	
動物の排 せつ物	増田俊郎	牛フン	1.5	1.0	1.1	12	94	1.5	30	81.5	
堆肥	株式会社増建	馬フン堆肥	1.6	1.2	3.0	22	108	1.2	22	68.2	
堆肥	港区長	すくすく	2.5	0.5	0.6	6	39	2.5	19	13.2	
堆肥	株式会社五十嵐商会	練馬の大地	2.9	2.9	1.4	3	44	1.2	16	6.8	
堆肥	太誠産業株式会社	東京家族	2.8	0.5	0.4	2	18	0.1	17	8.3	
堆肥	江東区長	水彩堆肥つちひめ	2.5	0.6	1.3	33	135	5.8	17	74.2	
堆肥	高根商事株式会社	堆肥	1.9	0.6	0.9	69	156	4.7	17	49.6	
堆肥	高根商事株式会社	ゆうきくん	3.3	1.3	2.6	26	80	6.8	11	24.0	
堆肥	比留間運送株式会社	パワー堆肥むらやま	2.8	2.3	3.1	44	137	20.3	10	23.2	

(注) 1 分析検査を実施した成分の略号は、次のとおりである。

T N－窒素全量、T P－りん酸全量、T K－加里全量、T C u－銅全量、T Z n－亜鉛全量、T C a－石灰全量  
C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 成分含有量は、水分を除き乾物当たりの数値である。

正 誤

○平成三十年七月四日付東京都規則第百三十三号  
増刊68十一ページ上段後から十三行目の次に次のように  
加える。

附 則

- 1 この規則は、平成三十年八月一日から施行する。
  - 2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後に生じた航空機事故について適用する。
- 増刊68十一ページ下段一行目から三行目までを削除する。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二一)一一一一(代)

郵便番号  
163-8001

定 価  
本号 三〇円  
一箇月 六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号  
113-0001

